

税務研修会開催

～軽減税率制度への対応には準備が必要です～

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

POINT



日時

平成31年2月7日（木）午後2:00～午後5:00

場所

八幡原市民総合センター 第1会議室（旧 県立小林商業高校跡地）

TEL 27-3511

対象者

会員・一般の方どなたでも受講できます。

受講料

無料

1

【午後2時00分～午後3時20分】

研修内容 「軽減税率制度への対応・軽減税率対策補助金等について」

講師 小林税務署法人課税部門統括国税調査官 みやぎともりのり 宮城朝紀様

2

【午後3時30分～午後4時50分】

研修内容 「こんなとき”こんな税金”・相続税額の計算「配偶者の税額軽減等」・「特例事業承継について」

講師 (公社)小林法人会 事業研修委員長 やましたけいろう 山下恵朗様
山下恵朗税理士事務所

○ お申込み・お問い合わせ先 ○

公益社団法人 小林法人会

TEL 0984-25-1366 / FAX 0984-25-1368

※申込方法：裏面のセミナー申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

税務研修会 受講申込書

公益社団法人 小林法人会 行き

【FAX】0984-25-1368

下記の参加申込書に必要事項を記入してFAXでお送りください。

申込締切： 2月 1日 (金)

会員・一般	会 員 ・ 一 般
事業所名	
受講者名	ふりがな
	ふりがな
	ふりがな
住 所	
電話番号	
F A X	
携帯番号	

【個人情報利用目的について】

本申込書で得ました個人情報につきましては、以下の利用目的範囲でのみ利用します。

- ①受講時の本人確認
- ②受講者台帳の作成
- ③本セミナーに関する連絡
- ④当所で行うセミナー案内
- ⑤各種アンケートの実施